

特集

長崎市民

市政

ご注意ください

生活情報

健康

子育て

福祉

税

講演講座

もよおし

おしらせ

募集

そんなあなたに



わたしは だまされ られない

消費者トラブルにご用心

読んでもらいたい

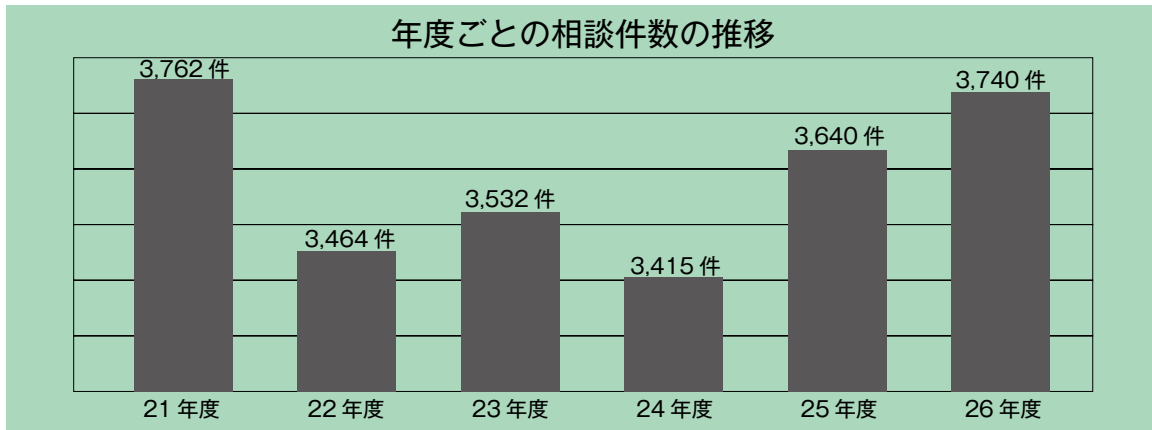
私たちは、毎日いろいろな商品やサービスを購入して生活しています。私たちが生活する上で「消費」は欠かすことができません。

しかし、消費生活の中には思わぬトラブルが潜んでいることがあります。被害にあわないためには、まずトラブルの事例を知り、正しい知識を身につけることが大切です。



【問い合わせ】 消費者センター (☎ 829 - 1234)

【住所】 〒 850 - 0877 築町 3 - 18 メルカつきまち 4 階



消費者センターに寄せられる相談件数は増加傾向にあり、相談の中で最も多かったのが、インターネットに関するトラブルです。

このような相談は急増しており、全体の約2割を占めています。

年代別に見ても、全ての年代で1位となっていて、被害が増えていくことが予想されます。

どのような手口で被害にあうのか、主な事例を紹介します。



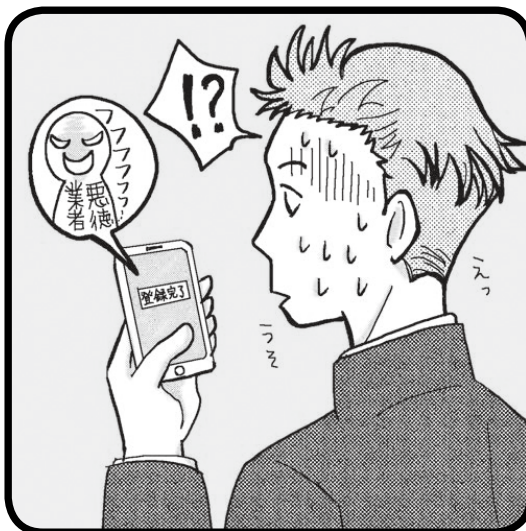
ワンクリック請求

スマートフォンで無料だと思ったアダルトサイトに入り、「18歳以上」をタップしたところ突然「登録完了」と画面に表示された。「登録料は12万5,000円。退会希望の方はこちら」と書いてあったため、あわてて業者へ電話すると、「契約は有効に成立している。登録料は払ってもらわないといけない。コンビニで電子マネー（ギフト券）を購入し、その番号を教えるように」と言われた。

ポイント

業者には絶対に連絡をせず無視しましょう。

- ワンクリック請求の相談窓口を検索し、広告欄に載った民間の相談窓口にご相談すると、高額な解決費用を請求されることがあります。必ず公的な相談窓口へ相談しましょう。



被害にあわないために、インターネット関連の事例

特集

長崎市民

市政

フレッシー

生活情報

健康

子育て

福祉

税

講演・講座

もよおし

おしらせ

募集

インターネットショッピング

特集

長崎市民

市政

プレゼン
ト

生活情報

健康

子育て

福祉

税

講演講座

もよおし

おしらせ

募集



ネット通販で有名ブランドの財布を注文して、指定された**個人名義の口座**にお金を振り込んだ。その後、外国から商品が届いたが、色もサイズも違うコピー商品だった。

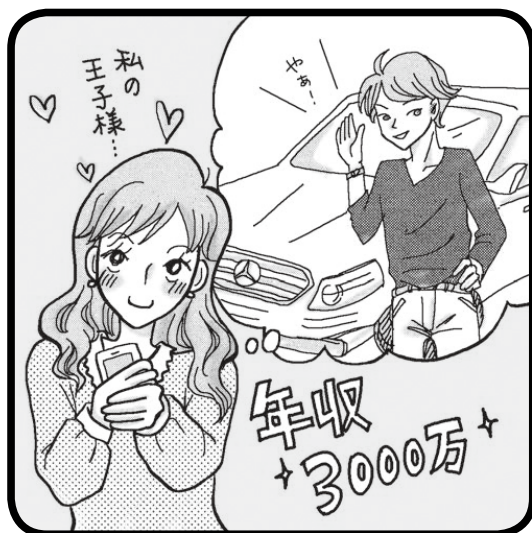
ポイント

ネット通販は支払い後の救済が非常に困難なため、以下の点に注意しましょう。

- 業者の所在地や電話番号が明記されているか。記載されている所在地に実在するか地図などで調べる。できれば事前に電話がつながるか確認する。
- サイト内の日本語に不自然な点はないか。
- 振込口座が個人名義の口座ではないか。特に外国人名義は注意する。
- 支払方法は前払いのほか、複数用意されているか。

出会い系サイト

ネットで副業を探していたら、**メールで相談に乗るだけでお金がもらえる**というサイトがあったので登録し、相談に乗ってくれたらお礼に50万円支払うという男性とサイト内でメールのやり取りをすることになった。最初は無料でメールができたが、途中からメールのやり取りにポイントの購入が必要になった。相手からお礼と併せてポイント代も後で返すと言われ、これまで30万円をクレジットカード決済で支払った。



ポイント

サイトの多くは最初が無料でも途中で有料となります。相手に「サイトのポイント代は後で払う」と言われても信用しないようにしましょう。

- 出会い系サイトに誘導され、サイトが雇ったサクラとメールのやり取りを続けるうちにポイント代などにお金をつぎ込まされてしまいます。

高校生以下のお子さんを持つ保護者のかたへ

パソコンやスマートフォンなどが身近になり、子どもたちが**トラブルに巻き込まれる例が多くなっています**。ネットの利用を子どもだけに任せず、親子で使い方のルール作りをしましょう。

- ・ネット通販は親子で一緒に、このページの「ポイント」などを確認しながら利用してください。
- ・オンラインゲームの高額決済トラブルも発生しています。クレジットカードは子どもの手が届かないところで管理して、カード番号などは絶対に教えないでください。

還付金詐欺

相談のあった事例

市役所の職員を名乗る男から「保険料の還付金がある。急いでATMに行くように」と電話があった。ATMに行き指示通り操作したところ、還付金を受け取る操作ではなく、相手に10万円を送金する操作だった。

ポイント

- 公的機関が還付金手続きや手数料振り込みの名目でATMでの操作を求めることはありません。そのような場合は警察に通報してください。
- 不審に感じた時は「こちらから折り返す」と言って一度電話を切り、それぞれの公的機関に確認をしましょう。

訪問販売

相談のあった事例

1,980円でエアコンの清掃をするとの電話があり頼んだ。清掃後、今度は床のワックスがけを勧められた。「今日だけこの価格」などと勧誘され、断り切れずに30万円の契約をしてしまった。



ポイント

- 訪問販売は、契約書を受け取った日を含む8日以内であればクーリング・オフで契約を解除できます。
※ 8日を過ぎても契約を解除できることがあります。詳しくは消費者センターにご相談ください。
- 安すぎる契約は、業者の利益確保のために別の契約を勧められる可能性があります。「タダより高いものはない」と心得ましょう。

被害にあわないために
インターネット関連以外の事例

特集

長崎市民

市政

プレゼン
ト

生活情報

健康

子育て

福祉

税

講演・講座

もよおし

おしらせ

募集

あなたの身近な相談窓口「消費者センター」

消費者センターは、消費生活の相談や、くらしに役立つ生活情報の提供など、安全で安心なくらしを応援しています。

トラブルの未然防止のため、みなさんからの相談をもとに注意喚起情報を発信したり、トラブルに対し解決に向けたアドバイスや事業者とのあっせんなどを行っています。お気軽に相談ください。

【相談時間】午前 10 時～午後 5 時

【休業日】月曜日（月曜日が祝日の場合は開業。翌平日が休業）



土・日・祝日も相談できます！

消費者トラブルの事例や対策などを紹介する出前講座も行っています。事前に日程の調整がありますので、ご希望の際はお問い合わせください。（電話：829-1500）



市内で発生した消費者トラブル情報などをメールマガジンで配信しています。長崎市メールマガジン登録の際に「くらし」「消費生活」を選択してください。



消費者を守る「適格消費者団体」を知っていますか？

事業者の不当な勧誘、不当な契約条項、不当な表示などの不当行為そのものの差し止めを求めることができるのが「適格消費者団体」です。消費者被害の拡大を防止し、不特定多数の消費者の利益を守ることを目的として、活動しています。適格消費者団体の活動にはわたしたち消費者の支援が必要不可欠です。差し止め請求を行うための情報提供や、団体が発行している冊子などの購入、適格消費者団体への入会や寄

付といった直接的な支援のほか、団体が開催する研修会やシンポジウムへ参加することも私たち消費者ができる支援活動の一つです。

長崎にも適格消費者団体を目指して、特定非営利活動法人「消費者被害防止ネットながさき」が設立されました。消費者全体が安心して生活するために、一人ひとりができることから始めてみませんか。

消費者トラブルは、年々巧妙になっていく傾向にあります。消費者トラブルの被害者にならないためには、わたしたちがどのような手口で狙われているのか知ることが大切です。

また、一番大切なことは、「狙われている」という意識をもつこと。「あやしい」と思ったらすぐに消費者センターなどの関係機関に相談ください。

「わたしはだまされない！」と思っているあなた… これからもだまされないように、もう一度、読み返してみませんか？

特集

長崎市民

市政

プレゼン

生活情報

健康

子育て

福祉

税

講演・講座

もよおし

おしらせ

募集